

雇用と年金の接続について（再任用制度）

- ◆ 平成28年4月2日生まれ以後の者（H25年度末定年退職者以後の者）から、「特例による退職共済年金」の給料比例部分（退職共済年金相当部分）の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げ
- ◆ このことによって、定年退職後に無年金期間が生じることに

給料比例部分（今後段階的に65歳に引き上げ）	退職共済年金
60歳	老齢基礎年金
	65歳

S28.4.2生（59歳）～S30.4.1生（58歳） 61歳

S30.4.2生（57歳）～S32.4.1生（56歳） 62歳

S32.4.2生（55歳）～S34.4.1生（54歳） 63歳

S34.4.2生（53歳）～S36.4.1生（52歳） 64歳

S36.4.2生（51歳）～ 65歳

平成25年度末の
定年退職者から
段階的に引き上げ

※（ ）内の年齢はH25.3.31現在

官民共通の課題

年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60歳以降の雇用と年金の接続を図ることは、官民共通の課題

民間の労働法制（高年齢者雇用安定法）

<現行制度>

事業者に選択的な雇用確保措置を義務付け（H16）

- ①定年の引上げ
- ②継続雇用制度の導入（労使協定により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可）
- ③定年の定め廃止

※実施済企業のうち、②継続雇用制度で対応している企業が82.6%

<法の改正> H24.8.29成立、H25.4.1施行

- ・ 上記②の下線部分は廃止

※①～③のいずれかの措置を会社の制度として導入する義務であり、個々の労働者の雇用義務ではない。
（定年引上げの義務化ではない）

公務員法制

<現行の再任用制度>

- 国家公務員法及び地方公務員法の規定に基づき、任命権者は、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年退職者等をフルタイム又は短時間勤務の再任用職員として採用することができる。（義務付けなし）
- 任期は1年（65歳まで更新可）

<新制度の検討状況>

※ 国において検討・協議を進めてきた結果、平成24年度中の法改正は見送りに

○国家公務員

平成25年度以降の再任用に係る取扱いについて、平成24年度内に方針決定を行う方向

○地方公務員

平成25年度定年退職者等については、当面の措置として、現行の再任用制度により、年金支給開始までの間、可能な限り雇用の継続に配慮するよう総務省から通知

高知県における再任用の状況と課題

現行制度による再任用の状況

①職務内容

- 一般の職員と同様の本格的な業務に従事

● 主な配置先

- ・ 県税事務所の賦課徴収業務
 - ・ 土木事務所の用地業務
 - ・ 福祉施設の指導監査業務
 - ・ 出先機関の総務事務
- など

②再任用職員数(フルタイム)の推移

(年度、人)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
行政職	4	3	2	1		1	1	1	6	5	17	17	26
技能職			6	12	16	2		1	3	6	9	9	4
計	4	3	8	13	16	3	1	2	9	11	26	26	30

③短時間勤務の再任用について

- 全国的には、フルタイムよりも短時間の方が多い傾向
- これまで高知県(知事部局)では短時間の再任用は実績がなかったが、H25年度は4人採用

これからの検討課題

①再任用職員の追加的増加

課 題	検討事項
● H38まで3年ごとに再任用職員が追加的に増加(H38には知事部局で300人以上が再任用の見込み〔試算〕)	○再任用職員の配置先の拡充
● 新規採用の平準化	○定数運用の弾力化

②再任用職員の処遇等

課 題	検討事項
● 職務の遂行が困難な職員の再任用の可能性	○再任用しない職員の基準の整理
● 退職時の職位の違い(例:管理職と担当者など)による格付け	○ポスト職での再任用
● 職域と本人希望とのマッチング	○再任用職員を充てる職の検討(フルタイム、短時間)

③再任用職員の業務分担

課 題	検討事項
● 現役と同様の実務(パソコン操作など)や時間外勤務の困難性	○再任用職員が担う業務の整理(フルタイム、短時間)
● 加齢により従事が困難となる職種への対応	○加齢により従事が困難となる職種の配置先